

平成29年分
扶養控除申告書 記入例

平成 29 年 分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

所轄税務署長等 左京 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人京都工芸繊維大学	(フリガナ) あなたの氏名 キョウト タウ 京都 太郎	あなたの生年月日 45年 1月 10日	配偶者の氏名 京都 太郎	あなたとの続柄 本人	配偶者の有無 有	扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
	給与の支払者の法人(個人)番号	個人番号(マイナンバー)は、記入しないでください!					
	給与の支払者の所在地(住所) 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	あなたの住所又は居所 (郵便番号 606-####) 京都市左京区□□町□□35-10	住民登録をしている住所を記入。				



あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

～ あなたが扶養する配偶者や親族がない場合や、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫、勤労学生に該当しない場合は、ここから下の記載は不要です ～

控除対象	氏名	個人番号	続柄	同居	住所	収入額	備考
A 控除対象配偶者	キョウト ナツコ 京都 花子	個人番号(マイナンバー)は、記入しないでください!	配偶者が年齢70歳以上(S23.1.1以前生)の場合は○を記入。	○	〇〇区△△3-27	300,000 円	年齢19歳以上23歳未満(平成7年1月2日生～平成11年1月1日生)場合は○を記入。
B 扶養親族 (16歳以上) (平14.1.1以前生)	1 子	個人番号(マイナンバー)は、記入しないでください!		○	〇〇区△△3-27	0	
	2 子	個人番号(マイナンバー)は、記入しないでください!		○	〇〇区△△3-27	0	
	3 父	個人番号(マイナンバー)は、記入しないでください!		○	〇〇区△△3-27	380,000	
	4 母	個人番号(マイナンバー)は、記入しないでください!		○	京都市左京区●●町15-2 ●●老人ホーム	0	日本の非居者(外国に居住している等)の扶養親族の場合、記入。
	5						
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族		年齢70歳以上(S23.1.1以前生)の場合 ①あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居の場合→「同居老親等」を○で囲む。 ②①以外の場合(別居の場合)→「その他」を○で囲む。 (お子様の同居・別居を申告するものではありません。)
		一般の障害者					
		特別障害者	2~5については、あなたが該当する場合に○を付ける。				
		同居特別障害者					
		4 寡夫	京都 寛太 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成23年4月11				
		5 勤労学生	障害者・寡婦・寡夫・勤労学生の内容(該当者名・等級・交付番号・交付日等)を記入。				

平成29年1月～12月までの所得の見込額を記入。
額は、以下の計算式により、算出してください。
・給与所得のみ 収入見込額-65万円
・年金のみ(65歳未満、S28.1.2以後生まれ)なら 年金見込額-70万円
・年金のみ(65歳以上、S28.1.1以前生まれ)なら 年金見込額-120万円
この額が、38万円を超えると控除対象扶養親族にできません。

<参考 扶養控除対象者の収入と所得との関係>

収入額 (遺族年金、雇用保険の失業給付等は含まれません。)	控除額	所得額
給与収入のみ 103万円以下	給与所得控除 65万円	年間所得 38万円以下
公的年金等収入のみでS28.1.2以後生まれ 108万円以下	公的年金等控除 70万円	
公的年金等収入のみでS28.1.1以前生まれ 158万円以下	公的年金等控除 120万円	
事業収入、不動産収入、譲渡収入、雑収入等 ケースバイケース	控除額 ケースバイケース	

○住民税に関する事項

(住民税に) 関する事項	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所
16歳未満の扶養親族 (平14.1.2以後生)	キョウト カン 京都 寛太	個人番号(マイナンバー)は、記入しないでください!	子	平14.10.15	申告者と同じ

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

私および私の扶養家族の個人番号については、貴法人に提供済みの個人番号と相違ありません。